

平成27年3月4日

建設業者団体ご担当者様

国土交通省土地・建設産業局建設業課

平素より大変お世話になっております。

平成23年8月30日付け事務連絡（各地方整備局あて（都道府県参考通知））「東日本大震災に伴う建設業関係事務の取扱いについて」におきまして、東日本大震災による被害を受けた建設業者に対する、建設業許可及び経営事項審査における事務取扱の特例についてお知らせいたしました。

当該特例につきましては、平成27年3月末日をもちまして終了となる予定ですが、今般、被災地の状況等に鑑み、特例の一部につきまして、延長を行うこととなりました。

特例の延長の詳細につきましては、同封いたしました事務連絡をご参照の上、貴団体傘下の各建設業者への周知にご協力頂きますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

<同封資料一覧>

- 平成27年3月4日付け事務連絡「東日本大震災に伴う建設業関係事務の取扱いの延長について」（各地方整備局等建設業関係事務担当者宛て、都道府県所管部局あて参考送付）

【お問い合わせ先】国土交通省土地・建設産業局建設業課

TEL 03-5253-8111

許可係長 片岡（内線：24718）

事務連絡  
平成27年3月4日

各地方整備局等建設業関係事務担当者殿  
(都道府県所管部局長あて参考送付)

国土交通省土地・建設産業局建設業課

東日本大震災に伴う建設業関係事務の取扱いの延長について

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）に基づく許可及び経営事項審査に関する被災者に係る法の適用については、「東日本大震災に伴う建設業関係事務の取扱いについて」（平成23年8月30日付け事務連絡）により通知したところである。

同通知による、東日本大震災に伴う建設業関係事務の特別の取扱いについては、「東日本大震災に伴う建設業関係事務の取扱いの延長について」（平成25年3月1日付け事務連絡）により平成27年3月末をもって終了することとなっているが、今般、被災地及び被災建設業者の現状に鑑み、その取扱いの一部について下記の通り延長を行うこととした。

貴職におかれではその趣旨を十分ご理解の上、事務処理に当たって遗漏なく措置されるようお願いする。

記

1. 許可関係

営業所の取扱いについて

営業所の社屋については、平成23年8月30日付け事務連絡1.（3）により、倒壊等により存在しなくなった場合でも同年9月1日以降は、原則として通常どおり法第11条に基づく営業所の変更届（場合によっては許可換え又は廃業届）の提出が必要となるが、特例として、震災前に現に設置されていた営業所（以下「元の営業所」という。）が震災により流出等し、営業所の実態がなくなっているが、元の営業所に戻って営業する意思があり、仮移転により営業を継続しているときは、許可行政庁は、速やかに（概ね同年9月末までを目処に）、当該建設業者から、別紙3による当該仮移転先の所在地、電話番号、代表者氏名等の報告を受けるものとし、当該報告がなされた場合には、平成25年3月31日までの間は、元の営業所において営業を行っているものとみなすこととされ、平成25年3月1日付け事務連絡1.（2）により、平成27年3月31日までその期間を延長している（このため変更等の届出は不要となっている。）。

今般、被災地の状況等に鑑み、福島県内の営業所について、現時点において仮移転の届出を行っている建設業者については、更に平成29年3月31日までの間は、元の営業所において営業を行っているものとみなす。

なお、主たる営業所を仮移転している場合は、経営業務の管理責任者及び営業所ごとに置く専任技術者を、従たる営業所を仮移転している場合は、営業所ごとに置く専任技術者を、それぞれ仮移転先に設置することが必要であることに引き続き留意すること。

また、仮移転先の報告を行った建設業者が、平成29年3月31日までの間に元の営業所に実態を備えた場合には、別紙4による報告を受けるものとする。平成29年3月31日までに元の営業所に実態を備えられなかった場合には、本特例が更に延長されな

い限り、仮移転先に正式に移転し営業所を変更すること等が必要となるが、当該変更等については、法に基づく正式な変更届等と併せて、別紙5による報告を受けるものとする。許可行政庁においては、これらを通じて、仮移転先の報告を行った建設業者の状況を適切に把握しつつ、平成29年3月31日までに営業所の再建や移転が進むよう、指導に努めること。加えて、仮移転をしている建設業者の許可行政庁は当該建設業者が許可行政庁の所管区域外に移転している場合についても、当該建設業者の指導・監督等について遗漏なきよう努めること。

なお、許可行政庁においては、別紙3～5による報告を行った建設業者情報（許可番号、許可年月日、商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の名称及び所在地）と併せて、別紙3～5（別紙3については、閲覧に供することにつき、報告の際に建設業者の了解を得たものに限る。）について、閲覧に供することとする。